

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月七日

広島県収用委員会

一 起業者

国土交通大臣

二 事業の種類

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三四一号宇品観音線（広島県広島市中区光南三丁目並びに中区江波東二丁目、江波本町、江波二本松一丁目及び江波西二丁目並びに西区観音新町三丁目及び観音新町四丁目地内）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島市中区江波西二丁目	一一六三番	宅地	宅地	一、六六二・九四	一、六七四・二〇	一九二・八五

四 土地所有者の氏名及び住所

持分二分の一 橋本 三千代 広島県広島市西区南観音一丁目一番三―四〇一号（

G・H Coat）

持分二分の一 橋本 龍一郎 広島県広島市西区南観音一丁目一番三―四〇一号（

G・H Coat）

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

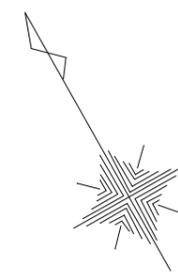
六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十四年四月二十四日

実測平面図

広島市中区江波西二丁目

縮尺 250分の1



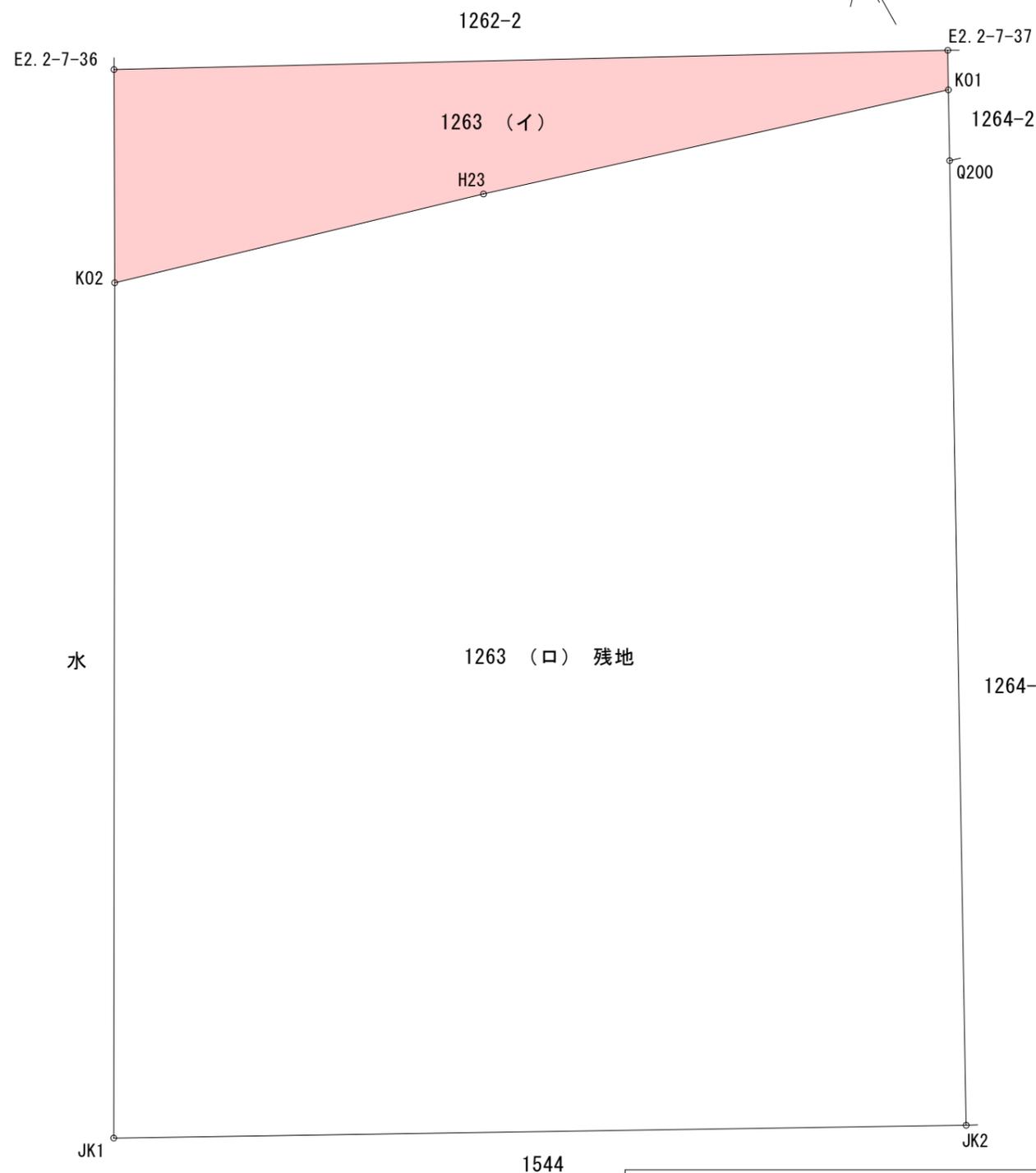
座標求積表

地番	1263	現況地目	宅地
(イ) 収用しようとする土地の面積			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
K02	-181120.874	24369.305	-303641.540300
H23	-181125.326	24385.037	-252336.362876
K01	-181131.222	24404.689	-107356.226911
E2.2-7-37	-181129.725	24405.496	447987.284576
E2.2-7-36	-181112.866	24373.805	215732.548055
		倍面積	385.702544
		面積	192.8512720
		地積	192.85 m ²

地番	1263	現況地目	宅地
(ロ) 残地			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
K01	-181131.222	24404.689	209099.375352
H23	-181125.326	24385.037	252336.362876
K02	-181120.874	24369.305	-673518.851590
JK1	-181152.964	24351.274	-1207141.354728
JK2	-181170.446	24383.544	464994.184080
Q200	-181133.894	24403.248	957192.999552
		倍面積	2962.715542
		面積	1481.3577710
		地積	1481.35 m ²

合計 (イ) + (ロ) = 1674.2090430 1674.20 m²

使用機種名 WINGNEO
公式 $A = 1/2 \sum (X_{n+1} - X_{n-1}) Y_n$



凡 例	
	収用しようとする土地